

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方と取組

※対策項目の記載内容について

対策項目名

第1章 実施体制

概要

感染症危機は市民の生命及び健康や市民生活及び市民経済に広く大きな被害を及ぼすことから、市の危機管理の問題として取り組む必要がある。国、県、市、医療機関等の多様な主体が相互に連携を図るとともに、実効的な対策を講じていくことが重要である。

そのため、新型インフルエンザ等の発生前から、関係機関において緊密な連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高めておく必要がある。

新型インフルエンザ等の発生時に、平時における準備を基に、迅速な情報収集・分析を行い、北九州市新型インフルエンザ等感染症対策本部において的確な政策判断とその実行につなげていくことで、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

対策の概要

準備期

国の取組み

- ・ 国、地方公共団体、国立健康危機管理研究機構(JIHS)、指定公共機関、医療機関等における人材育成や実践的な訓練
- ・ 国と都道府県等の連携や国際連携体制の強化

対策フェーズ (準備期)

市の取組み

市行動計画の作成

○ 特措法の規定に基づき、市行動計画を作成し、必要に応じて変更する。

○ 市行動計画を作成・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聞く。

国の取組

市の取組

初動期

国の取組み

- ・ 関係機関で速やかに情報共有し、必要に応じて関係閣僚会議等を開催の上、対応方針を協議

市の取組み

新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- 新型インフルエンザ等の発生が確認され、厚生労働大臣が新型インフルエンザ等の発生を公表し、内閣総理大臣が政府対策本部を設置した場合、市対策本部¹を設置し、人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。

対応期

国の取組み

- ・ 国立健康危機管理研究機構(JIHS)と連携し、都道府県・関係機関との情報共有を行いつつ、基本的対処方針を改定

県の取組み

- ・ 県内の新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、県及び関係市町村並びに関係指定(地方)公共機関が実施する県の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行う。

市の取組み

対策の実施体制

市対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

¹ 特措法第34条 緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに市対策本部を設置しなければならない。なお、緊急事態宣言がなされていない場合であっても、政府対策本部が設置された場合など、地域の実情に応じて市は特措法に基づかない任意の対策本部を設置することは可能である。

対策フェーズ (初動期)

国の取組

市の取組

対策フェーズ (対応期)

国の取組

県の取組

市の取組

脚注

■ 第1章 実施体制

第1章 実施体制

概 要

感染症危機は市民の生命及び健康や市民生活及び市民経済に広く大きな被害を及ぼすことから、市の危機管理の問題として取り組む必要がある。国、県、市、医療機関等の多様な主体が相互に連携を図るとともに、実効的な対策を講じていくことが重要である。

そのため、新型インフルエンザ等の発生前から、関係機関間において緊密な連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高めておく必要がある。

新型インフルエンザ等の発生時に、平時における準備を基に、迅速な情報収集・分析を行い、北九州市新型インフルエンザ等対策本部において的確な政策判断とその実行につなげていくことで、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

準備期

国の取組

- ・ 国、地方公共団体、国立健康危機管理研究機構(JIHS)、指定公共機関、医療機関等における人材育成や実践的な訓練。
- ・ 国と都道府県等の連携や国際連携体制の強化。

市の取組

市行動計画の作成

- 特措法の規定に基づき、市行動計画を作成し、必要に応じて変更する。
- 市行動計画を作成・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。

体制整備・強化

- 新型インフルエンザ等の発生時における全庁での対応体制の構築のため、府内の連携強化や役割分担に関する調整を行う。
- 新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続のために業務継続計画を作成・変更する。

【業務継続のための基本的な考え方】

- 新型インフルエンザ発生時に、市民の生命・健康を守るとともに、社会・経済の破綻を防止するために、新型インフルエンザ等の対応のため新たに発生する業務を優先的に実施するとともに、市立病院・診療所、消防等の市民の健康や安全を守るために必要な業務や、上下水道、ごみの収集等の市民の生活に不可欠な行政サービスなど市民生活の維持のため継続すべき業務は原則として継続する。
- 一方、市役所の業務のうち、各種窓口業務などについては、対処方法の工夫などにより業務量を縮小し、イベントや不特定多数の者が集まる施設の運営などについては、感染の拡大を防止するために業務を休止することとする。

- また、デジタル化の進展により、テレワーク等も可能な社会環境となったことから、在宅勤務やオンライン会議等を柔軟に活用し、職場における感染防止対策も行いながら、業務継続を行う。

人材育成

- 新型インフルエンザ等対策に携わる専門人材、行政職員等の養成等を行う。
- 国やJIHS、県の研修等も積極的に活用しつつ、地域の感染症対策の中核となる保健所や保健環境研究所(微生物部門:特にウイルス検査担当)等の人材の確保や育成に努める。

関係機関との連携の強化

- 国・県・市行動計画の内容を踏まえ、関係機関と連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え平時からの情報共有、連携体制の確認及び実践的な訓練を実施する。
- 新型インフルエンザ等の発生に備え、市内の業界団体等と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。
- 感染症指定医療機関等地域の中核的な医療機関、医療関係団体等との緊密な連携を図り地域におけるネットワークの構築に努める。
- 感染症法に基づき、保健所設置市や医療関係団体等により構成される福岡県感染症対策連携協議会に参画し、同協議会等を活用して、入院調整の方法や医療人材の確保、保健所体制、検査体制や検査実施の方針、情報共有の在り方等について関係機関・自治体等と協議する。
その協議結果及び国が定める基本指針、福岡県感染症予防計画の改定等を踏まえ、市においても予防計画を策定・変更する。
- 予防計画を策定・変更する際には、特措法に基づき作成する市行動計画、地域保健対策の推進に関する基本的な指針に基づき、保健所及び保健環境研究所で作成している健康危機対処計画と整合性の確保を図る。

第3部 第1章 実施体制

- 県と「特定新型インフルエンザ等対策」²の代行³や応援⁴の具体的な運用方法について、事前に調整し、着実な準備を進める。

² 新型インフルエンザ等対策のうち、地方公共団体がこの特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして政令で定めるものをいう。

³ 特措法第26条の2（都道府県知事による代行）

市町村長は、新型インフルエンザ等のまん延により当該市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるときは、当該市町村の属する都道府県の知事に対し、当該市町村長が実施すべき当該市町村の区域に係る特定新型インフルエンザ等対策の全部又は一部の実施を要請することができる。

⁴ 特措法第26条の4（他の地方公共団体の長に対する応援の要求）

市町村長は、当該市町村の区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは当該市町村の属する都道府県の知事に対し、応援を求めることができる。この場合において、応援を求められた都道府県知事は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

初動期

国の取組

- 関係機関で速やかに情報共有し、必要に応じて関係閣僚会議等を開催の上、対応方針を協議。
- 政府対策本部の設置、統括庁・厚労省の体制の強化。

市の取組

新型インフルエンザ等の発生の疑いを把握した場合の措置

- 国内外で新型インフルエンザ等の発生の疑いがあることを把握し、国等から情報提供を受けた場合は、状況に応じて、北九州市健康危機管理計画に基づき健康危機警戒本部または健康危機対策本部の設置を検討する。

【健康危機レベルの分類基準と組織体制について】

危機レベル	基準	組織体制
黄 (イエロー)	軽微な健康危機が発生し、又は発生のおそれがあり、警戒が必要なとき	通常体制
橙 (オレンジ)	健康危機が発生し、又は発生の恐れがあり、警戒が必要なとき	健康危機警戒本部
赤 (レッド)	重大な健康危機が発生し、又は発生のおそれがあり、警戒が必要なとき	健康危機対策本部

新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- 新型インフルエンザ等の発生が確認され、厚生労働大臣が新型インフルエンザ等の発生を公表し、内閣総理大臣が政府対策本部を設置した場合、市対策本部⁵を設置し、人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。

⁵ 特措法第34条 緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに市対策本部を設置しなければならない。なお、緊急事態宣言がなされていない場合であっても、政府対策本部が設置された場合など、地域の実情に応じて市は特措法に基づかない任意の対策本部を設置することは可能である。

- 福岡県感染症対策連携協議会等に参画し、県、保健所設置市、消防機関等がもつ情報を交換し、関係機関及び関係部署における認識の共有を図るとともに、今後の対応について協議を行うなど連携を強化する。

北九州市新型インフルエンザ等対策本部について

北九州市新型インフルエンザ等対策本部条例に基づき、市対策本部を設置する。

1 構成員

市長を本部長、副市長を副本部長、各局区室等の長を本部員として構成する。

市対策本部体制

組織体制	本部長	市長
	副本部長	副市長
	本部員	各局区室等の長
事務補助	本部員の事務を補助するために、市の職員のうちから市長が任命し、必要な職員を置くことができる。	
会 議	市長は、本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、本部の会議を招集する。 市長は、特措法第35条第4項の規定により国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。	
部の設置	市長は、必要と認めるときは、本部に部を置くことができる。部に属すべき本部員は、市長が指名する。	

2 会議事項

会議の事項は、以下のとおりとする。

- (1)新型インフルエンザ等発生状況及び症状(感染性、重症度、潜伏期、薬効の把握)等の報告
- (2)各局区室等が実施する対策の確認
- (3)総合的な対応方針の決定

- (4)広報活動(市民への情報提供や報道機関対応)に関すること
- (5)国・県・関係機関との連絡調整に関すること
- (6)専門機関や専門家の意見聴取
- (7)その他本部長が必要と認める事項

迅速な対策の実施に必要な予算の確保

- 国からの財政支援も踏まえ、必要に応じて、対策に要する経費について所要の準備を行う。

対応期

国の取組

- ・ 国立健康危機管理研究機構(JIHS)と連携し、都道府県・関係機関との情報共有を行いつつ、基本的対処方針を改定。
- ・ 必要に応じて応援職員派遣や総合調整・指示。

県の取組

- ・ 県内の新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、県及び関係市町村並びに関係指定(地方)公共機関が実施する県の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行う。

市の取組

対策の実施体制

市対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

- 保健所や保健環境研究所等とも連携し、地域の感染状況について一元的に情報を把握する体制を整備する。
- 収集した情報とリスク評価を踏まえて、地域の実情に応じ、適切な新型インフルエンザ等対策を実施する。
- 市も参画する九州・山口九県感染症関係機関連絡会議等により、隣接県と新型インフルエンザ等対策について必要に応じて協議を行い、情報の共有を図るとともに連携を強化する。
- 新型インフルエンザ等対策に携わる職員の心身への影響を考慮し、必要な対策を講ずる。

県による総合調整

- 特措法に基づき、県が総合調整を行う場合には、市は当該総合調整を踏まえ、市域に係る新型インフルエンザ等対策を実施する。
- 新型インフルエンザ等の発生を予防し、又はまん延を防止するため、県が感染症法に基づく入院勧告又は入院措置等に関する総合調整又は指示を行う場合には、市は当該総合調整又は指示を踏まえた対応を行う。

職員の派遣・応援への対応

- 新型インフルエンザ等のまん延により、その全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請し、県はこれに対応する。
- 市域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は当該市町村の属する都道府県に対して応援を求める。

必要な財政上の措置

- 国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて、対策に要する経費にかかる財源を確保し⁶、適切に予算措置を講じる。

特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

- 新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言(新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。)がなされたときは、遅滞なく市対策本部を廃止する。

⁶ 新型インフルエンザ等対策特別措置法第69条の2 特別の交付金の交付
新型インフルエンザ等対策特別措置法第70条 国の財政上の措置等
新型インフルエンザ等対策特別措置法第70条の2 起債の特例